農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)

(傍線部分は改正部分)

 \bigcirc

改正案	現行
目次	月次
第一章 総則(第一条—第三条の三)	第一章 総則(第一条—第三条)
第二章~第七章 (略)	第二章~第七章 (略)
附則	附則
第三条の二。この法律の運用に当たつては、第五条に規定する組合	(新設)
の行う事業が住民の生活及び地域社会において重要な役割を果た	
していることに鑑み、当該事業を通じて、豊かで住みよい地域社	
会の実現が図られるよう配慮されなければならない。	
第三条の三 国及び地方公共団体は、第五条に規定する組合の特性	(新設)
に鑑み、その業務運営における自主性を尊重しなければならない。	
第八条 (略)	第八条 (略)
② 組合は、これを特定の政党のために利用してはならない。	(新設)
第二十八条 (略)	第二十八条 (略)
② 前項第三号の地区に関する規定には、全部又は一部が他の組合	(新設)
の地区と重複する区域及び都道府県の区域を超える区域を地区と	

4 3 第七十三条の十五 2 第七十二条の十一 第六十条 こととしたときはその旨を定めなければならない。 開票及び当選に関する事項並びに役員を総会外において選挙する に関する通知、 して定めることができる。 _ __ (削る) (削る) 前項の定款には、 第 (略) 一項第十号の役員の選挙に関する規定には、 (略) (略) 候補者の推薦、 (略) 略 第二十八条第四項の規定を準用する。 選挙管理者、 選挙立会人、 選挙期日、 投票、 選挙 第七十三条の十五 2 2 第七十二条の十一 第六十条 3 兀 ととしたときはその旨を定めなければならない。 票及び当選に関する事項並びに役員を総会外において選挙するこ 関する通知、 き。 前項第十号の役員の選挙に関する規定には、選挙期日、 前項の定款には、 業協同組合の地区と重複することにより当該地区の農業の振興 業協同 中央会の事業の全部又は を図る上で支障があると認められるとき。 (略) 農業協同組合にあつては、 農業協同組合連合会にあつては、 組合中央会の事業の発展に支障があると認められると (略) (略) 候補者の推薦、 (略) (略) 第二十八条第三項の規定を準用する。 選挙管理者、 部と同種の事業を行うことにより農 その地区の全部又は一部が他 当該連合会が農業協同組合 選挙立会人、 投票、 選挙に

の農

開

	(削る)	② (略)	第七十三条の二十二 (略)	② 中央会は、これを特定の政党のために利用してはならない。
きる。	③ 中央会は、組合の定款について、模範定款例を定めることがで	② (略)	第七十三条の二十二 (略)	(新設)